一般旅客定期航路事業（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第三条の規定により航路補助金の交付を受けているものを除く。）又は旅客不定期航路事業を営む者	航路ごと、かつ、事業年度を定めないものにあっては、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間）ごとの航路損益計算書	航路損益計算書（第七号様式）	一通	当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長	事業年度経過後九十日以内
船舶運航事業（離島航路整備法第三条の規定により航路補助金の交付を受けている旅客定期航路事業及び外航船舶運航事業を除く。）を営む法人	決算期ごとの損益計算書及び貸借対照表	損益計算書及び貸借対照表	一通	主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長	決算期経過後九十日以内
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

2・3　（略）

第一号様式（第３条関係）

年　月　日

（　　）内航旅客定期航路事業運航実績報告書（　年度分）

殿

事業者名及び住所

（略）

（注）　1～6　（略）

7　備考の欄には、自己所有船、傭船の区別及び予備船にあってはその旨を記載すること。

8～15　（略）

一般旅客定期航路事業（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第三条の規定により政府の補助金を受けている旅客定期航路事業及び対外旅客定期航路事業を除く。）又は旅客不定期航路事業を営む者	航路ごと、かつ、事業年度を定めないものにあつては、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間）ごとの航路損益計算書	航路損益計算書（第七号様式）	一通	当該航路の拠点を管轄する地方運輸局長	事業年度経過後九十日以内
船舶運航事業（離島航路整備法第三条の規定により政府の補助金を受けている旅客定期航路事業及び外航船舶運航事業を除く。）を営む法人	決算期ごとの損益計算書及び貸借対照表	損益計算書及び貸借対照表	一通	主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長	決算期経過後九十日以内
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

2・3　（略）

第一号様式（第３条関係）

年　月　日

（　　）内航旅客定期航路事業運航実績報告書（　年度分）

殿

事業者名及び住所

（略）

（注）　1～6　（略）

7　備考の欄には、自己所有船、よう船の区別及び予備船にあってはその旨を記載すること。

8～15　（略）